法律

防衛省設置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十二号

防衛省設置法等の一部を改正する法律

（防衛省設置法の一部改正）

第一条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万八百六十三人」を「十五万八百五十六人」に、「四万五千三百六十四人」を「四万五千三百六十三人」に、「四万六千九百四十人」を「四万六千九百四十二人」に、「千二百五十三人」を「千二百五十九人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「方面隊、中央即応集団」を「陸上総隊、方面隊」に改め、同条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　陸上総隊は、陸上総隊司令部及び団、連隊その他の直轄部隊から成る。

第十条の次に次の一条を加える。

（陸上総隊司令官）

第十条の二　陸上総隊の長は、陸上総隊司令官とする。

2　陸上総隊司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、陸上総隊の隊務を統括する。

3　防衛大臣は、第六章に規定する行動その他これに関連する事項に関し陸上自衛隊の部隊の一体的運用を図る必要がある場合には、方面隊の全部又は一部を陸上総隊司令官の指揮下に置くことができる。

第十二条の三を削る。

第十三条中「方面隊、師団、旅団及び中央即応集団」を「陸上総隊、方面隊、師団及び旅団」に改める。

第二十条第二項中「、航空混成団」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十条の七を削る。

第二十条の八第二項中「、航空混成団に属する航空団の航空団司令は航空混成団司令の」を削り、同条を第二十条の七とする。

第二十条の九中「、航空混成団」を削り、同条を第二十条の八とする。

第二十一条第一項中「、航空混成団及び航空団」を「及び航空団」に改め、「、航空混成団司令部」を削る。

第二十一条の二第一項中「方面隊、中央即応集団」を「陸上総隊、方面隊」に改める。

第二十四条第二項中「研究本部」を「教育訓練研究本部」に改める。

第二十五条第一項中「もの」の下に「及び第二十七条の二第一項第二号に掲げるもの」を、「ともに、」の下に「陸上自衛隊若しくは」を、「調査研究」の下に「（第二十七条の二第一項第三号に掲げるものを除く。）」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　陸上自衛隊の学校の校長がその校務を掌理するに当たつては、教育訓練研究本部長の統制に従わなければならない。

第二十七条の二を次のように改める。

（教育訓練研究本部）

第二十七条の二　教育訓練研究本部においては、次に掲げる事務を行う。

一　陸上自衛隊における第二十五条第一項に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務

二　陸上自衛隊の部隊の上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練

三　陸上自衛隊における大部隊の運用等に関する調査研究

2　前項第二号に掲げるもののほか、教育訓練研究本部は、第百条の二の規定により防衛大臣が受託した外国人及び技術者の教育訓練で同号の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

3　教育訓練研究本部に、教育訓練研究本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

4　教育訓練研究本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。

第二十八条中「研究本部長」を「教育訓練研究本部長」に改め、「ついて」の下に「陸上総隊司令官」を加える。

第七十三条の次に次の一条を加える。

（予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供）

第七十三条の二　防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官（第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。）である者の使用者から求められた場合であつて、当該予備自衛官の同意があるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該使用者に対し、当該予備自衛官の訓練招集の予定期間その他予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するものとして防衛省令で定める情報の提供を行うものとする。

第七十五条の八中「第七十五条の五」と」の下に「、第七十三条の二中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と」を加える。

第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号中「又はオーストラリア」を「、オーストラリア又は英国」に改める。

第百条の二第一項中「の学校」の下に「若しくは教育訓練研究本部」を加える。

第百条の八第一項第一号中「第三号から第六号まで」を「次号及び第四号から第九号まで」に改め、同項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

第百条の八第一項第三号中「としての輸送」を削り、「これらの」を「当該保護措置又は当該」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

第百条の八第一項第一号の次に次の一号を加える。

二　自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

第百条の八第三項第二号中「第六号」を「第九号」に改め、同条第四項中「（弾薬を含む。）」を削る。